

# 知的資産経営に関する一考察

～企業は知的資産をどう生かすか、より有効な知的資産の活用～

1140449 椿原 はる菜

高知工科大学 マネジメント学部

## 要旨

昨今、知的財産への認識が高まりつつある中で、知的財産の毀損が問題視されるようになってきた。知的資産を毀損されることも多くなり、毀損された企業は、毀損した企業に対し知的財産係争を行い、自社の知的財産を守る。このようにして知的資産は守られる。

この知的財産とは、日本では、2002年に小泉総理大臣（当時）が知的財産戦略大綱を策定。これに基づいて日本はプロパテント政策を宣言し、知的財産基本法が制定された。この知的財産基本法で守られている権利は、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、回路配置利用権、育成者権などを含む。企業は、この権利を多大な努力により取得し、活用する。

多大な努力により、取得された知的財産を無断で利用することは、推奨されるべきことではなく、そのような場合には当然起訴するべきである。自社の権利に対し、頑なに権利の使用を禁止にしまうと、せっかくのビジネスチャンスを逃してしまうこともある。一方、企業戦略として、自社のキャラクターのパロディ利用を許可することや、世に広める事を目的とし、知的資産を緩くとらえることで、成功している事例がある。多大な努力によって取得した知的財産を無断で使用する事は、あってはならないことだと考える。

しかし、権利を主張しすぎ、交渉の上で使用を行おうとする企業を退けることは、ナンセンスではないか。許可を得て、パロディとして使用することで、使用する企業と、使用される企業のどちらもが得をするような、WIN-WINの関係が構築できるのではないか。

そこで本研究では、知的財産を使用する企業にはどのようにして、権利を主張するべきか。利用する側がマネーを守り、利用される側の理解を得るためにはどうすれば良いのか。

その場合、使用される企業も、される企業も、どのようなのが望ましいのかを考察する。

最終的には、社会に知的資産へのより良い緩さをもった理解と、その手助けをするようなシステムが構築されることを期待しつつ、知的資産の動向を追い続けたい。

## 章立て

### 第1章 知的資産と企業経営

#### 1-1 知的資産の歴史

#### 1-2 知的資産の種類

#### 1-4 権利取得方法

### 第2章

#### 2-1 知的財産の毀損とは

#### 2-2 権利侵害による裁判例

##### ①技術侵害の事例

##### ②ブランド侵害の事例

#### 2-3 知的資産の権利行使

##### ①キャラクター事例

###### ①-1 くまモン

###### ①-2 ハローキティ

##### ②技術事例

###### ②-1 セルベッサ-GNUプロジェクト

### 第3章 提案

#### まとめ

#### はじめに

昨今、知的資産についての認識が高まりつつある。それと同時に知的資産を不当に毀損されるケースや、知的財産権侵害という意識のないまま毀損をおこなっている例もある。越後製菓とサトウ食品の切り餅特許訴訟、石屋製菓と吉本興業の商標権訴訟が昨今知的財産権侵害の裁判で争われた。この2つの訴訟問題は、一見して同じ知的財産の裁判というように感じられるかもしれないが、どちらも違う側面を持っており、前者は越後製菓がサトウ食品を製造技術に対する不当申し立てで訴えた。後者は石屋製菓が吉本興業を自社の製品をパロディ化し、フリーライド（ただ乗り）したとして訴えた。前者の場合は特許権侵害ではっきりと企業の不当性を主張できるが、後者の場合は「白い恋人」を「面白い恋人」と、パロディ化しており、商標権を侵害しているとまでは言いきれず、限りなくグレーに近い。実際この裁判は和解しているため、結論はでていないといえる。今回の商標権侵害は、石屋製菓に無断で商標権をパロディにしているため、問題がある。しかし、吉本興業が石屋製菓に許可を取れば、今回の裁判は免れたのではないか。どのような措置をとれば、WIN-WINの関係が成り立つのか考察する。

### 第1章 知的資産と企業経営

まず、訴訟のことを深く理解するために、知的資産はどのようにして成り立ったのか、日本とアメリカの知的資産の歴史から産業型経済（プロダクト型経済）から金融・サービス型経済（ナレッジ型経済）への経済基盤重点移行の経緯をみる。そして、そこからどのような権利の種類があるのかを大まかに調査し、その権利を獲得するために、どのような手続きを経るのか、という基本的な所からみていく。

#### 1-1 知的資産の歴史

アメリカの知的資産の歴史について述べる。アメリカは1970年代、独占禁止法に政策の重点を置いていた。

独占禁止法とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」であり、アンチパテントの時代であった。その為、日本は高度経済成長の中、アメリカに進出する企業も多かった。しかし、アメリカは、1980年代、貿易赤字と財政赤字の双子の赤字に見舞われることとなった。そのため、レーガン大統領はさまざまな政策を打ち出す。その中には、知的資産の保護強化も含まれていた。知的資産の保護強化を明確にするために、1982年にCAFC（連邦巡回裁判所）を新設。1988年にはアメリカ再生包括通商法、スペシャル 301 条を打ち出し、それを皮切りにアメリカと日本の巨額裁判が多々行われた。そして、1990年代、アメリカの財政赤字は大幅に減少、黒字に転じた。よって、アメリカは政策の一端として知的資産を国力、経済力の推進力として位置づけた。アメリカはアンチパテントからパテントへと移行した。

このころ 日本では富士通のコンピュータ・ソフト入札 1 円問題が 1989 年におきた。パテント政策を行っていたアメリカ側は日米貿易摩擦問題で、日本の知的財産権軽視が根強くあると指摘する。それを受けて、日本は 1992 年総合科学技術会議を行い、2001 年に科学技術政策の総合計画を発表し、2002 年に知的財産戦略大綱を策定。これに基づいて知的財産基本法が制定された。

第2-3-4図 主要国の特許出願件数の推移

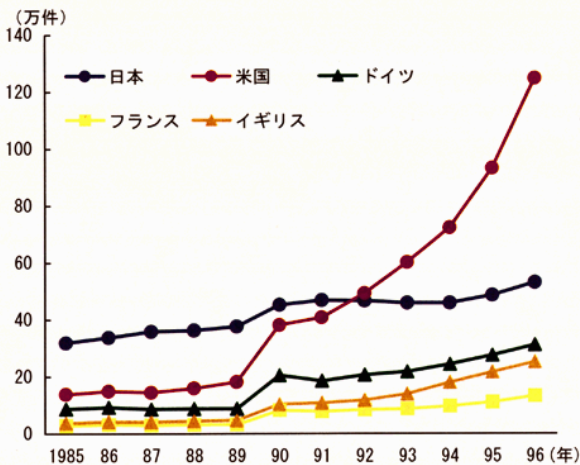


図 1-1

文部科学省 平成 11 年版科学技術白書第 2 部『海外及び我が国の科学技術活動の状況』第 3 章『研究成果関連の動向 第 2 章特許』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa199901/hpaa199901\\_2\\_009.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa199901/hpaa199901_2_009.html)

アメリカ側は 1989 年日米構造協議開始し、日米貿易問題で、日本の知的財産権軽視の慣行が根強くあると指摘する。それを受けて、日本は 1992 年総合科学技術会議を行い、2001 年に科学技術政策の総合計画を発表し、2002 年に小泉総理大臣（当時）が知的財産戦略大綱を策定。これに基づいて日本はプロパテント政策を宣言し、知的財産基本法が制定された。図 1-2 はプロパテント時代が来たアメリカの企業の動きを如実に表している。

## 1-2 知的資産の種類

次に知的資産とは何があるのか、をみていく。次に知的資産とは何があるのか、を確認する。

知的資産」とは特許やブランド、ノウハウなどの「知的財産」と同義ではなく、それらの一部を含み、さらに組織力、人材、技術、経営理念、顧客等とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称を指します。「知的資産」は企業の本物の価値・強みであり、企業競争力の源泉です。企業経営・活動は、知的資産の活用なしには成り立たないものなのです。

(近畿経済産業局・「知的資産経営のすすめ」)

[http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet\\_ic.html](http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet_ic.html)

つまり、知的資産とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産を含む資産の総称であり、企業の競争力の源泉となるものである。この企業の競争力の源泉ともいえる知的資産を保護する制度を、「知的財産権制度」といい、この知的財産権制度とは、

知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は、知的財産基本法において次のとおり定義されています。(特許庁・「知的財産権について」  
[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm))

知的財産基本法

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他

の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現

象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に

用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上

又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、

商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益

に係る権利をいう。

(首相官邸「知的財産基本法」)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>

知的財産権とは、知的資産を上記のように、権利化し、保護することが目的である。そして、知的資産経営とは、

そのようなそれぞれの会社の強み（知的資産）をしっかりと把握し、活用することで業績の向上や、会社の価値向上に結びつけることが「知的資産経営」なのです。

企業が勝ち残っていくためには、差別化による競争優位の源泉を確保することが必要です。差別化を図る手段

は色々ありますが、特に大きなコストをかけなくても身の回りにある「知的資産（見えざる資産）」を活用することによって、他社との差別化を継続的に実現することができます。ひいては経営の質や企業価値を高めることができるのです。（特許庁「知的財産権について」

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm)

つまり、このように定義されている有効に組み合わせることで収益につなげる経営を、「知的資産経営」と呼ぶ。この知的資産経営を行うためには、企業が知的資産を権利化するために、資産を財産として認識し、申請を行う必要がある。ここで、知的資産の種類を述べる。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的としています。

これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となります。（特許庁「産業財産権について」

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai01.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm)。

【知的財産権の種類】

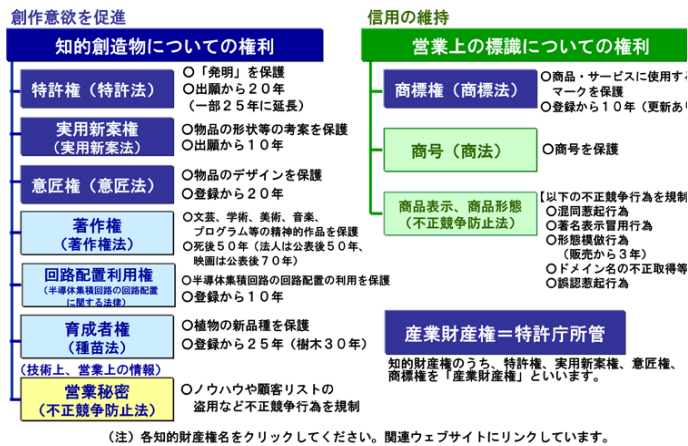


図 1-2 特許庁『知的財産権について』より出典

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm)

つまり、図 1-2 より、知的資産の権利はこのように多くの種類があり、産業財産権は特許庁の所管であることがわかる。回路利用配置権や、育成者権などの権利がある中で、特許庁所管である、産業財産権を中心とした権

利の獲得方法、毀損された場合、裁判例や事例を取り上げていく。

1-3 権利取得方法

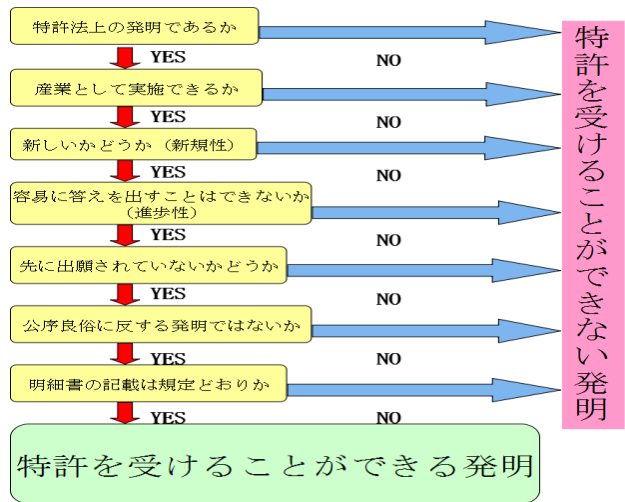


図 1-2

図 1-3：産業財産権標準テキスト総合編（渡辺[2012]65P）

知的資産の権利化の方法を確認し、次は、知的資産の権利獲得方法について確認する。権利の中で、特許権を例に挙げ、権利獲得の難しさを確認していく。

特許を受けるためには、上記の図にある、特許法で定める「特許を受けることができる発明」の7つの条件を満たすことが必要であることがわかる。それをまとめたのが、図 1-3 である。7つの質問項目を1つでも欠くと、特許を受けることはできない。

（渡辺[2012]pp65-71）

第 2 章 知的財産の毀損

2-1 知的財産の毀損とは（特許権）

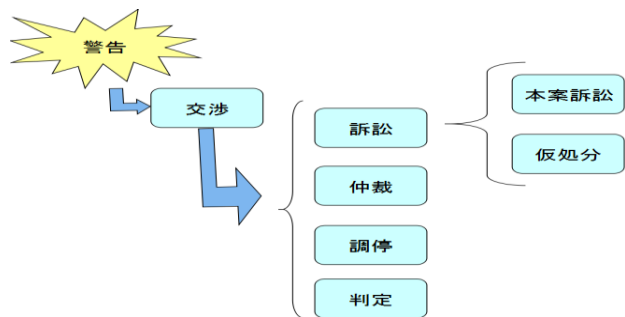


図 1-3

産業財産権標準テキスト総合編 独立行政法人

このように苦勞して取得した権利を毀損された場合、上記の図のような流れで特許係争を行う。

特許権者は特許を侵害していると思われる者（被疑侵害者）に対し、証拠を残すために、自己の特許権を侵害している旨を書き、書類を作成して送る。その方法で被疑侵害者に警告を発する。その後、実施権の取得、賠償金の支払い、被疑侵害行為の中止などに関する話し合いを行うことになるが、ここで話がまとまらない場合は、第三者（例えば裁判所）による紛争の解決を図ることになり、仮処分申し立て、あるいは訴訟提起（仮処分と区別するため本案訴訟と呼ぶ）等へ発展する。特許侵害を発見し、成立させるためには、①有効な特許権があること。②特許発明の技術的範囲内の発明が実施されていること。③正当な権原の無い実施であること。の3点を満たすことが必要である。被疑侵害者の特許権侵害が認められた場合、特許権者は民事上、刑事上の救済措置を受けることができる。民事上の救済措置は、損害賠償請求権、差止請求権、信用回復、不当利益返還請求が挙げられ、刑事上の罰則は、侵害の罪（特許法第196条、第201条）が挙げられる。（渡辺[2012]pp168-170）

では実際に行われた裁判事例を述べていく。

2-2 権利侵害による裁判例

これから、2つの裁判事例を見ていく。①製造加工手法（特許権侵害）の事例（佐藤食品工業 VS 越後製菓）と、②パロディ（商標法・不正競争防止法）の事例（よしもと VS 石屋製菓）の事例である。この事例を選択する理由は、1つ目に、製造加工手法の特許権侵害訴訟とパロディの商標権侵害訴訟はまったくの別物だと考えて貰うこと。2つ目に、商標権侵害として訴えられずにすむにはどのような方法をとるべきか。という論点から述べるためである。

①製造加工手法（特許権侵害）の事例（佐藤食品工業 VS 越後製菓）

概要

2009年3月11日切り餅に施してあるスリットの技術（2-1図を参照）を侵害したとして、越後製菓は佐藤食品工業を訴えた。また、勝訴を勝ち取った越後製菓は佐藤食品工業にさらなる賠償金を求める為、2次訴訟を行うと同時に、きむら食品にも訴訟を行っている。その訴訟について詳しく述べていく。

10年越しの「切り餅」問題、きむら食品も巻き添え		
2002年	9月6日	佐藤食品工業が上下面十字のみスリットで特許申請
	10月21日	佐藤食品工業が上下左右+側面1本スリットりの餅をイトーヨーカドーで販売
	10月31日	越後製菓が側面1本スリットで特許申請
2003年	7月17日	佐藤食品工業が上下十字+側面スリットで特許申請
	8月6日	越後製菓が特許審査請求
2004年	5月14日	佐藤食品工業が特許審査請求
	11月26日	佐藤食品工業が特許登録
2006年	7月31日	佐藤食品工業が新潟県餅菓業共同組合に特の実施許諾権を無償提供
	8月23日	きむら食品が新潟県餅菓業共同組合と特許実施契約締結
2008年	4月18日	越後製菓が特許登録
2009年	3月11日	越後製菓が14億8500万円の損害賠償を求め佐藤食品工業を提訴(1次訴訟2審最終判決)
2010年	11月30日	東京地裁が越後製菓の請求棄却(1次訴訟)
2011年	9月7日	知的高等裁判所が佐藤食品工業による越後製菓の特許侵害認める中間判決(1次訴訟2審中間判決)
	11月24日	越後製菓が1次訴訟の請求金額を59億4000万円に引き上げ(1次訴訟2審最終判決)
2012年	3月22日	知的高等裁判所が佐藤食品工業に8億円の損害賠償命じる判決(1次訴訟2審最終判決)
	4月27日	越後製菓が1次訴訟の請求金額を59億4000万円に引き上げ(1次訴訟2審最終判決)
	9月19日	最高裁判所が佐藤食品工業の1次訴訟の請求棄却(佐藤食品工業の1次訴訟敗訴確定)
2013年	4月26日	越後製菓が45億円の損害賠償を求め、きむら食品を提訴

図 2-1

サトウ vs 越後、切り餅訴訟が“飛び火” 東洋経済 online <http://toyokeizai.net/articles/-/15872> より出典

旧来、佐藤食品工業は上下面に十字、大きい側面に2本スリット、きむら食品工業は上下面に十字、大きい側面に1本スリットしかし、訴訟が起きた現在はどちらの企業も上下スリットに変更していることが見て取れる。つまり、今回の争点は越後製菓が先に特許を取得している側面（周囲に）1本スリットである。

■ 主要4社の切り餅はこうなっている

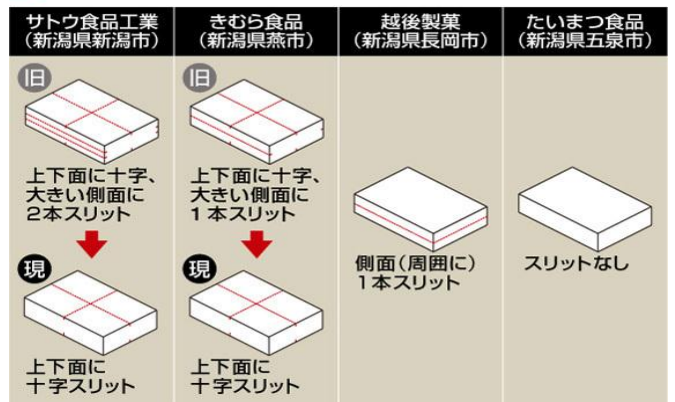


図 2-2

サトウ vs 越後、切り餅訴訟が“飛び火” 東洋経済 online <http://toyokeizai.net/articles/-/15872> より出典

最終的にこの裁判は佐藤食品工業敗訴、越後製菓勝訴で判決がでた。

この判決では、特許に対する認識が甘かったため、この

ような判決になったといえる。

## ②パロディ（商標法・不正競争防止法）の事例（よしもと VS 石屋製菓）

次に石屋製菓の判決例を見てみる。

### 事件の概要

2012 年 1 月 25 日 第一回口頭弁論 石屋製菓側、さらに 1 億 2 千万円の損害賠償を請求する。しかし、2013 年 2 月 13 日、吉本興業と石屋製菓は、吉本興業は誤解を招くパッケージの変更と、販売地域の限定（大阪府・京都府・奈良県・兵庫県・滋賀県・和歌山県）を行う販売地域 1 ヶ月以内の限定販売に際しては、北海道と青森県を除いた地域で年間三六回まで行なえる、という条件で和解が成立した。（石屋製菓株式会社

<http://www.ishiya.co.jp/>「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」)

特許権と違い、商標権や、意匠権に関しては、あいまいな部分が多く、裁判で和解することや、明らかな権利侵害でなければ、特許侵害と認められることは難しい。石屋製菓と面白い恋人のパロディ訴訟に関しても、双方の合意や、商標権・意匠権をどう扱うか明確にしておけば、このような事態を招かなかつたのではないか。ここで、商標権・意匠権の権利を取得している企業・団体の権利行使の戦略事例を述べる。

### 2-3 知的資産の権利行使

知的資産を無償提供や、ライセンス契約によって使用可能にしている企業事例を①キャラクター事例②技術事例にわけて述べ、権利主張せずとも成功するのではないのかを調べる。

#### ①キャラクター事例

まず、キャラクター事例として、権利を無償提供するゆるキャラのくまモンとライセンス契約を行って収入を得るサンリオの事例について述べる。

##### ①-1 くまモン

くまモンとは 2011 年 3 月 12 日の九州新幹線全線開業の 1 年前に、「くまもとサプライズ」というロゴをお願いしていた放送作家の小山薫堂さんから、まさに“サプライズ”で提案された。「くまもとサプライズ」とは、熊本県民が日常の中に密かに隠れているサプライズを見つけ、それを全国にアピールしようという呼びかけのもと始まったキャンペーンだ。11 年の 3 月に九州新幹線全線開業記念イベントでデビューするはずだったくまモンだが、東日本大震災の影響でセレモニーは自粛され、くまモンの活動も休止。同年 3 月 25 日に蒲島郁夫知事からの命により活動を再開させるという、なんとも複雑な誕生秘話を持つ、ゆるキャラだ。（ビジネスジャーナル[2013]9/4 記載）

2013 年 12 月 27 日の日本経済新聞によると

日銀熊本支店は 26 日、熊本県の PR キャラクター「く

まモン」の経済効果が過去 2 年間で 1244 億円になったとする試算を発表した。商標使用を無償にしたことで、利用企業が急増したと指摘。今後は「一時のブームに終わらず、持続的に県の経済に貢献できるかが課題」としている。

（朝日新聞「くまモン」の経済効果、2 年間で 1244 億円」12 月 27 日）

予算約 9000 万円に対し売上が 293 億以上、経済効果が 1244 億円であるくまモンがゆるキャラとしての地位を確立できた理由を販促会議 2013 年 10 月号に記載されている「蒲島郁夫 熊本県知事インタビュー「くまモン『使用料 0 円』の戦略」」より引用する。

くまモンがこれほど企業に起用されるようになった理由の一つが、デザインに熊本のカラーを出さなかったこと。くまモンは県の PR キャラクターですが、当初は「熊本を売り込もう」というより、「まずはくまモンを好きになってもらい、そこから熊本を連想してほしい」という狙いでした。普通、「ご当地キャラ」には地域の特色を盛り込みますよね。それを排除して、まずはキャラクターの魅力だけで売り出したのです。地域色が薄いから、全国展開する企業にとっても使いやすいのでしょう。

もう一つの大きな理由が、キャラクター利用料を無料にし、簡易な審査で使えるようにしたこと。私はこの方針を「楽市楽座」と呼んでいます。これにより、キャラクター知名度が低い頃から気軽に使ってみようという企業が現れ、実際に売り上げが上がる事例も多数生まれました。その実績が認められ、今では 1 万件以上の商品にくまモンが使われています。

当然、くまモンの付いた商品が売れば熊本県の宣伝になります。キャラクター利用料を頂かなくても、宣伝費をかけずに全国でくまモンが露出することを考えれば、県にとってもメリットは大きい。企業と行政の間で、まさに Win-Win の関係が構築できているわけです。（販促会議[2013]10 月号）

このインタビューからくまモンは他のゆるキャラとは違い、熊本県の PR に徹し、使用料を取らない戦略をとることで、くまモンという存在・使用方法が明確になり、それによってくまモンは 2 年間で経済効果 1244 億円をたたき出した。

##### ①-2 サンリオのライセンス戦略



図 2-5 海外向けライセンスビジネスで高収益企業への転換に成功より出典 <http://diamond.jp/articles/-/23814>

サンリオは、営業利益が 2008 年 3 月期の 66 億円から 12 年 3 月期には 189 億円に 3 倍近く拡大した (図 2-5)。売上高営業利益率では、同 7% から 25.2% に大幅改善している。



図 2-6 海外向けライセンスビジネスで高収益企業への転換に成功より出典 <http://diamond.jp/articles/-/23814>

(図 2-6) のように、今日の利益の柱は海外事業である。海外事業はサンリオの売上高の 4 割を占め、その営業利益は会社全体の営業利益を上回っている年さえある。ではどのようにして 3 倍近くも売上高営業利益を飛躍させたのだろうか。それはサンリオが、国内の赤字を海外が補っているからだ。海外事業の営業利益の伸び率は大きく、09 年 3 月期の 90 億円から 12 年 3 月期には 178 億円に倍増している。しかも利益率は 12 年 3 月期で 30% を超えている。国内では 3.7% にすぎない。

### ③売上高の構成比

地域	売上高				売上高	営業利益率
	ライセンス	物販	テーマパーク	その他		
欧州	88.2%	11.8%			183億円	54.0%
北米	75.2%	24.8%			108億円	47.2%
日本	21.9%	44.5%	12.5%	21.1%	490億円	1.4%

\*海外子会社の売上高構成比

図 2-7 海外向けライセンスビジネスで高収益企業への転換に成功より出典 <http://diamond.jp/articles/-/23814>

(図 2-7) からわかるようにサンリオは、欧米では、売上高の大半をライセンス収入 (キャラクター使用料) で稼ぐ。その供与先は、アパレルや文房具メーカー、小売りなどと多岐にわたる。売上高全体に占めるライセンス収入の比率は、欧州では 88%、北米で 75% に達する。それに対して、国内では 22% にすぎず、グッズ販売の売上高比率のほうが高い。

サンリオのビジネスモデルがユニークなのは、ライセンスを供与されるライセンシー側にある程度のデザイン変更が認められていることだ。

サンリオの考えは、「ライセンシー側にデザインの自由度があれば、それぞれのブランドや商品に合わせたキティを考えることができるため、キティの応用品が増え、マンネリ化を防ぐこともできる」(経営幹部) というものだ。ライセンス料は明らかにされていないが、一般には売り上げの数パーセントから 10% 程度といわれている。ライセンスビジネスでは、自社で在庫を持つリスクがない。(ネット版 ダイヤモンド[2012]第 83 回)

### ②技術事例

#### ②-1 セルベッサ-GNU プロジェクト

##### セルベッサの概要

セルベッサは、株式会社ニュートキーヨーが 1998 年待つにテンアートニに委託して開発した外食チェーン向けの食材受発注システムである。食材や酒類を発注する店舗と食材を受注する企業 (食材などの卸やメーカー) を結ぶ EDI (電子データ交換) システムだと考えて良い。ちなみにセルベッサとは、スペイン語でビールを意味する。セルベッサには食材受発注に必要な機能がほとんどすべてそろっている。例えば、重さや両が決まっている商品はもちろん、魚のように 1 匹の重量がバラバラの不定貫商品の発注や納品日を指定した予定発注、メニューによる発注 (登録されたレシピに応じて自動的に食材に展開して発注)、納品された食材の検品入力、仕入状況の照会、棚卸に対応しているほか、欠品時の代替品指定機能、仕入先が休日の場合の時期納品表示機能も備えている。また、仕入先では、受注確認、出荷指示書の作成、

送り状の印刷などが可能である。

セルベッサは、WEBブラウザがあれば使用可能である。そのセルベッサのライセンスは GNU GPL である。なぜセルベッサをオープンソースソフトウェア（以下 OSS）化したのか。

ニュートキーヨーがセルベッサを OSS 化した狙いは大きく 2 つに分けられる。

1 つ目に食材等の受発注システムの開発・運用・メンテナンスに要する費用を可能な限り低く抑えつつ、できるだけ良質なシステムを構築すること

2 つ目は、システムがメンテナンス不能になるリスクを低減することである。理論的にはソースコードと関連ドキュメントがあり、おる程度技術力があるベンダーであれば、どんなシステムも運用や保守は対応可能で、システムが不能になるはずはない。しかし、ベンダーの会社が倒産したり、ソフトウェア技術者がそのベンダーをやめてしまったりしてメンテナンス不能になることもある。この 2 点が OSS 化する狙いと考えられる。

では、どの程度達成されたのだろうか。

まず、利用者が増えることで、バグが改善されたこと。次に他者が機能強化したバージョンを無償で入手できている。

ここででてくる GNU GPL とは、GNU プロジェクトに参加しているということである。

その GNU プロジェクトについて軽く触れておく。

この GNU プロジェクトはオープンソースを公開して、「完全にフリーソフトウェアで構成されるオペレーティングシステムを実現すること」を目的としている。著作権法は、著作物の複製・配布について著作権者の大きな権限を認めているが、フリーソフトウェア財団が GNU ソフトウェア用に定めたライセンスでは、非常に寛容な条件下で著作物の受領者が複製・配布できる権利を認めている。

このことから、セルベッサは GNU プロジェクトを介してオープンソースとして成り立たせている。

（前川 [2005] pp1-22）

## 提案

佐藤食品工業と越後製菓の切り餅訴訟の事例では、企業の競争戦略となりえる権利は軽々しく扱ってはならず、使用する場合は、ライセンス契約を通し、承諾を得て、使用することが大切であることがわかった。しかし、企業が競争戦略とはみなさない、ソフトの権利、例えば、セルベッサが GNU プロジェクトの取り組みを通して、使用し、コストを削減することに成功し、使用者も、開発すれば、莫大なお金がかかるソフトを無料で使用することができる、WIN-WIN の関係を気づきあげることができていた。そこには、オープンソースという概念が存在しており、規約さえ守れば、だれでも使用できるというシステムがあった。そのおかげで、システムは発達していくこともできると考える。しかし、IT 企業などシステム構築をしている会社にとってはデメリットもあるといえ

る。知的資産を取得した人が、保守的になってしまっても仕方ない面もあるといえよう。一方で、商標権など、その商標の価値を損なわず、より商標価値を上げたくまモンとハローキティの事例があった。つまり、企業戦略として、位置づけられやすい特許権などは、なかなか権利を公開できるものではないと考える。しかし、商標権など、戦略的に使用することで、他企業との WIN-WIN の関係に発展し得る権利まで、保守的に考えてしまうと、むしろ知的資産の有効活用の阻害になるのではないか。商標権は使用基準に検討の余地がある。そのために、商標権の権利行使の理解の緩和と、トラブルにならないためのシステムを構築するべきだと考察する。そのシステムを形成するにあたって、理解しておかなければならないことは、特許権と商標権の使用目的は異なることが多いこと。権利の競争戦略の位置づけを理解することである。その上でシステム構築を目指すべきである。

## おわりに

始め、知的資産をたとえパロディであっても、利用することは、良くないことで、企業は損失を被っているだけだと考えていた。しかし、パロディ化されていたり、ライセンス契約をしていたりする企業や、キャラクターは、その企業等と Win-Win の関係になっていた。その事実を知った今、企業がより知的資産を有効活用するためにはなにをすべきなのか、なにか方法はないか、という気持ちになり、知的資産を管理するのではなく、よりよく活用してくれるように働きかける機関があれば、企業活動もより良くおこなうことができるという考えに至った。

## 参考文献

- 寒河江 孝充 [2003] 『知的財産権の知識』 日本経済新聞出版社  
 鈴木 公明 [2006] 『特許権の価値評価と評価モデル』 東洋経済新報社刊  
 広瀬義州 [2006] 『特許権価値評価モデル』 東洋経済新報社  
 渡邊俊輔 [2002] 『知的財産戦略・評価・会計』 東洋経済新聞社  
 渡辺 久志 [2012] 『産業財産権標準テキスト [総合編]』 経済産業省 特許庁

## 参考 URL

- 『朝日新聞 DISITAL』 [2013] 「くまモン予算は 9 千万円自治体、ゆるキャラ PR に過熱」 12 月 4 日  
<http://www.asahi.com/>  
 石屋製菓株式会社 [2013] 「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」  
<http://www.ishiya.co.jp/>  
 伊藤 歩 [2013] 「サトウ vs 越後、切り餅訴訟が“飛び火”」  
<http://toyokeizai.net/articles/-/15872>  
 近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 [2014] 「知

的資産経営のすすめ（年 2 月）」  
[http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet\\_ic.html](http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet_ic.html)

経済産業省[2014]「知的資産・知的資産経営とは」  
[http://www.meti.go.jp/policy/intellectual\\_assets/teigi.html](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html)

鈴木 公明[2006]「特許権の価値評価と評価モデル」  
<http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/>

特許庁 [2013]「知的財産権について」  
[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm)

知的財産戦略本部 [2002]「知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）」首相官邸  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>

普及支援課産業財産権専門官 [2013]「産業財産権について」特許庁  
[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai01.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm)

中村 正弘[2000]『日経コンピュータ』「「セルベッサ」に見る業務パッケージの幸福な未来像」  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/ITPro/OPINION/20001201/1/>

日本経済新聞[2013]「「くまモン」の経済効果、2 年間で 1244 億円」12 月 27 日  
<http://www.nikkei.com/article/DGXNZ064626410W3A221C1LX0000/>

日本銀行熊本支店[2013]「くまモンの経済効果」  
[http://www3.boj.or.jp/kumamoto/tokubetsu\\_chosa/20131226kumamon.pdf](http://www3.boj.or.jp/kumamoto/tokubetsu_chosa/20131226kumamon.pdf)

日本公認会計士協会[2004]「知的財産評価をめぐる課題と展望について（中間報告）」  
[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/00160-000259](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/00160-000259)

『販促会議』「蒲島郁夫 熊本県知事インタビュー「くまモン『使用料 0 円』の戦略」」  
<http://mag.sendenkaigi.com/hansoku/201310/>

前川 徹「ソフトウェアに起きる究極の価格破壊—業務系オープンソース・ソフトウェア普及の可能性—」富士通総研（FRI）経済研究所  
<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2005>

文部科学省 「平成 11 年版科学技術白書第 2 部『海外及び我が国の科学技術活動の状況』第 3 章『研究成果関連の動向 第 2 章特許』」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa199901/hpaa199901\\_2\\_030.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa199901/hpaa199901_2_030.html)

『Business Journal』[2013]a「サンリオ、復活の舞台裏～海外ライセンスビジネス、テーマパーク成功で過去最高益に」2013 年 8 月記載  
<http://zasshi.news.yahoo.co.jp/>

『Business Journal』[2013]b「“成長する”くまモン、人気の秘訣と経済効果を熊本県担当者に聞く～目指すは欧米進出」2013 年 9 月記載  
<http://biz-journal.jp/>